

新型コロナウイルス感染症の影響による

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付の実施について

●貸付対象

大和町に住所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（申請は生計中心者が行うことができます）

●貸付金額

10万円以内【以下のいずれかに該当する場合は20万円以内の貸付も可能です】

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき

イ 世帯員に要介護者がいるとき

ウ 世帯員が4人以上いるとき

エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき

i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子

ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

●据置期間 1年以内（貸付金を受けた翌月から償還開始までの準備期間）

●償還期限 据置期間経過後2年以内（金融機関口座から口座振替で毎月償還）

●貸付利子 無利子

●保証人 不要

●その他 申請から決定～送金までは数日程度としています

●申請に必要な書類等

①本人確認 申込者（生計中心者）	運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等
②通帳 申込者（生計中心者）	七十七銀行、仙台銀行、ゆうちょ銀行、農協のいずれか
③印鑑	通帳登録の印鑑
④住民票	世帯全員分、本籍地や続柄、世帯主記載が省略されていないもの。※マイナンバーは記載しないでください
⑤特例となる20万円以内の借入を希望する場合	○ 世帯員に新型コロナウイルス感染症罹患者がいる場合 ⇒ 新型コロナウイルスの検査結果 ○ 世帯員に要介護者がいるとき ⇒ 要介護者の介護保険被保険者証 ○ 臨時休業となった小学校等へ通う子がいる場合 ⇒ 休校の連絡プリント等 ○ 世帯員に個人事業主の方がいる場合 ⇒ 最新の確定申告書等の写し

※その他必要に応じて追加で書類の提出を求められます。

●実施期間

令和2年3月25日から令和2年~~1-2月末日~~まで → 令和3年3月末日まで延長

●申請場所・受付時間

黒川郡大和町吉岡字館下88（大和町保健福祉総合センターひだまりの丘2階）

受付は、平日の午前9時30分から午後3時まで

(事前に予約をお願いしています。時間内での申請・ご相談が困難な場合はご連絡ください)

次のいずれかに該当する場合は、貸付対象外となります

- 1 生活保護を受給中の世帯（生活保護申請中も含む）
- 2 この特例貸付をすでに借り入れている世帯
- 3 借入申込の書類に記載されている内容が事実と異なる場合
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したことを確認できない場合
- 5 債務整理中の世帯、弁護士等に債務整理を依頼している世帯
- 6 申請から償還完了時まで世帯構成員に暴力団員がいる世帯

お問い合わせ先 大和町社会福祉協議会 TEL022-345-2156